【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年５月20日
【会社名】	株式会社　関門海
【英訳名】	ＫＡＮＭＯＮＫＡＩ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　山口　久美子
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町１丁目13番32号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長　新家　明
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町１丁目13番32号
【電話番号】	０６（６５７８）００２９（代表）
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長　新家　明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2021年５月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

①貸倒引当金繰入額の計上（個別決算）

当社は、2021年３月期第４四半期会計期間において、完全子会社への債権について子会社の財務状況を勘案し、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

②営業外収益（助成金収入）の計上

当社は、2021年３月期第４四半期会計期間において、農林水産省の助成金制度を利用したことや時短営業等に伴う各自治体からの協力金を助成金収入として、営業外収益に計上いたしました。

③特別利益（関係会社事業損失引当金戻入額）の計上（個別決算）

当社は、子会社の財務状況を勘案し、子会社の事業の損失に備えるため前期において計上した関係会社事業損失引当金を戻入し特別利益に計上いたしました。

④特別損失（減損損失・固定資産除却損・店舗閉鎖損失）の計上

当社は、2021年３月期第４四半期会計期間において、新型コロナウイルスの影響を受けたこと等による収益性の低下に伴い店舗の固定資産について減損損失として、その他に事務所の移転に伴う固定資産除却損、店舗の閉鎖に伴う店舗固定資産等を店舗閉鎖損失として特別損失に計上しました。

⑤繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上

当社は、新型コロナウイルスの影響を受け翌年度の事業見直しに伴う収益悪化等から繰延税金資産の回収可能性を慎重に判断した結果、繰延税金資産を取崩すこととし、法人税等調整額として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

①貸倒引当金繰入額の計上（個別決算）

当該事象により、2021年３月期第４四半期会計期間の個別決算において、貸倒引当金繰入額592百万円を販売費及び一般管理費として計上いたしました。

なお、2021年３月期では593百万円を計上しました。また、当該貸倒引当金繰入額のうち592百万円は、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

②営業外収益（助成金収入）の計上

当該事象により、2021年３月期第４四半期会計期間において、個別決算63百万円、連結決算173百万円を営業外収入として計上いたしました。

なお、2021年３月期では個別決算117百万円、連結決算283百万円を助成金収入として営業外収入に計上しました。

③特別利益（関係会社事業損失引当金戻入額）の計上（個別決算）

当該事象により、2021年３月期の個別決算において、関係会社事業損失引当金戻入額90百万円を特別利益として計上いたしました。

なお、当該関係会社事業損失引当金戻入額は、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益への影響はありません。

④特別損失（減損損失・固定資産除却損・店舗閉鎖損失）の計上

当該事象により、2021年３月期第４四半期において減損損失として連結決算21百万円、個別決算20百万円、固定資産除却損として連結決算及び個別決算において18百万円、店舗閉鎖損失として連結決算及び個別決算において17百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、2021年３月期では減損損失として連結決算28百万円、個別決算26百万円、固定資産除却損として連結決算及び個別決算において21百万円、店舗閉鎖損失として連結決算及び個別決算において39百万円を特別損失に計上いたしました。

⑤繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上

当該事象により、2021年３月期の連結決算において、法人税等調整額38百万円、2021年３月期の個別決算において、法人税等調整額32百万円を計上いたしました。

以　上